

けた日より三箇月内に民事訴訟を提起することが出来る(第八十二條)。

一 損失の不服の訴をして形式上民事事件たらしめたのであるが、此の訴訟も畢竟行政處分の不當を争ふものに外ならないから、訴の性質は行政事件である。従つて此の訴に於ても、行政處分をした收用審査會を相手方と爲すべきは當然ではあるが、其の判決の結果は補償金支拂の義務を有する起業者の利害に歸著するのであるから、此の場合の訴訟は收用審査會に對して提起することを許さないこととしたのである(第八十二條第二項)。

二 此の訴の裁判籍に關しては議論の存する所であつて、大審院は民事訴訟法第二十三條第二項に規定する所謂不動産に加へた損害の訴の内に包含するものと爲すに對して、此の訴は起業者に對して直接に損害賠償を請求する訴ではなく、收用審査會の決定に對して不服を申立て、其の決定の變更を求むる訴であるから、不動産に加へた損害の訴と爲すのは誤である。従つて其の訴の性質が不服の訴なるに鑑み、收用審査會の所在地を管轄する裁判所に専屬するものと爲す説がある。併しながら土地の收用に因る損失の狀況程度を審査することは、其の土地所在地の裁判所に於て最も克く之を知悉するが故に、不動産所在地を管轄する裁判所の権限に屬せしむることを便宜とするから、補償金額の決定に對する不服の訴は土地の所在地に於て訴ふるのが、民事訴訟の精神に適するものと解し大審院の判決を適當とする。

三 此の訴は不服の訴であるから收用審査會に於て申立てなかつた事項に關しては、訴訟を提起することを許されないやうであるが、法は何等之に關し制限する所がないのであるから、意見書を提出せざるときでも、補償金額に關する限りに於ては、出訴することを得るものと解さなければならぬ。補償金増額の判決があつたときは、其の増金は起業者が收用の時期に拂渡すことを要した補償金であるから、收用の時期以後増額拂渡時期に至る迄の増金に對する法定利子を支拂ふことを要するのは勿論である。

附 錄

第一編 都市計畫

第一目 都市計畫法制確立の必要

工業生産が盛大になつて人口の都市蝟集が行はれ、都市は異常の發展を呈するに至つた。即ち生産力の増進、文物制度の改善、生活の利便安易又は教育の普及等地方部落の生活形式と趣を異にするに至つた。併しながら其の實情を見ると唯だ人が自然に蟻の甘きに就くかのやうに集つたと言ふに過ぎない状態であつて、其の生活は秩序なく行はれ、其の結果は寧ろ憂ふべき状態を招來し、交通は混亂を來して收拾すべからざる迄に行き詰り、都市の内外に互つて無雜作に家屋が建築され、都人は此處に餘義なく居住すると言ふ有様で、天與の日光や清淨な空氣にさへ接することが出来ない。保健衛生上寔に寒心に堪へない状態に陥つたのである。是等の現象を觀るに至つた原因は多々あるのであるが、之を除却して完全な都市に改造し、新たに建設すべき都市に於ては、現在都市が享けた不合理な缺陷を再び見ないやうに建設することが必要であつて、都市問題が八ヶ間敷論議される所以である。之を策するには都市計畫に關する法制を整備して都市的施設の完備を圖るの必要がある。

我國に於ける都市計畫の法制は、明治十五年時の東京府知事芳川顯正が市區改正に關する計畫を樹て、内務省に建言したことに胚胎して、内務省が東京市區改正條例を立案したことに創まる。右條例案は時の元老院に於て否決の運命にあつたが、時の政府は當時に於ける東京市の現状からして、拱手傍觀を許さない状態であつたから、右院議を排し明治二十一年勅令第六十二號を以て東京市區改正條例を公布し、次で同二十二年勅令第五號を以て其の附屬法である東京市區改正土地建物處分規則を、又閣令第十四號を以て東京市區改正委員會組織權限に關する

件を定め、専ら東京市區の改正に力めた。之が我國都市計畫に關する近代法制の矯矢である。

右條例の制定に依つて徳川時代に建設された東京市は面目を一新したものが尠くないのであるが、其の他の都市に於ても其の膨脹頗る急激であつて人口は増加して市外に溢れ、工場亦隨所に設置されて近郊との交通連絡を缺き、混亂の状態を呈するに至つたので、大正七年法律第三十六號を以て京都、大阪、横濱、神戸及名古屋の五大都市に右改正條例及其の附屬法令を準用するの途を開いて、都市施設統制の急務に應ずることゝしたが、右條例は時代の要求に應ずる能はざるものがあつたので、大正八年に至つて法律第三十六號を以て都市計畫法を制定すると同時に、同第三十七號を以て市街地建築物法を制定するに至つたのである。之が我國都市計畫に關する現行法である。

第二目 都市計畫の意義

都市計畫とは永久に都市の公共の安寧を維持し、又は福利を増進するが爲其の重要施設の計畫であつて、都市計畫法の規定に依つて定められたものを言ふのである(第一條)。従て都市計畫は左の要件を具備することを要する。

一 都市計畫は都市に關するものなること。社會的に都市と言ふときは人口が集團して街衢を形成し生活する一團の地を言ふのであるが、如何なる程度のものを以て都市と言ふやは、法上之を決定したものがないのである。併しながら都市と觀念するものに就ては、市制が施行されてゐるのが通例であつて、現在の慣行に依るときは、人口三萬以上を有し市街地を形成するものには市制を布くことに爲つてゐる。都市計畫に言ふ都市は、必ずしも是等の形式的の市を言ふのではないが、少くとも實質的に見るときは、形式的の市を中心として形成する一團の地域を言ふのである。法が都市の重要施設であつて、市の區域内に於て又は其の區域外に互り施行すべきものと規定したのは此の意味に外ならない。都市を建

設する場合に於ても矢張り此の考察に依るべきは當然である。

二 都市計畫は永久に都市の公共の安寧を維持し、又は福利を増進する爲の重要施設であること。都市生活の完備を期するが爲には、都市生活に即した施設を必要とするのである。然るに都民の生活は日々に變動するのであるから、夫れに對應した施設を必要とするのであるが、都市計畫の目的は夫等の總てを對象とするのではなく、永久に互つて都市の安寧を維持し福祉を増進するものたるを必要とする。従て其の目的を達するが爲には各種の事業を必要とし、是を限定すべきでないから、法は交通、衛生、保安及經濟等に關し永久に互るものと抽象的に列記して、苟くも永久に互つて都市の安寧を期し福祉を増進する總ての施設を都市計畫としたのである。

三 都市計畫は都市の重要施設に關するものなること。都市生活の完備を期することからすれば、精神的方面と物質的方面とに求むべきものが澤山あるのであつて、此の兩方面に於て都市の改善を望むべきであるが、本法に於ては物質的手段に依つて、永久に都市公共の安寧を維持し、福利を増進する目的を達成せむとするのである。即ち物的設備を創設改造して之を統制し、都民の生活に資せむとするに在る。故に都市計畫に於ては都市の物的施設の統制が重大な眼目である。即ち自然に發達し、自由に施設さるべき物的設備を合理的に統制せむとするに在る。

四 都市計畫は計畫であること。都市の重要施設を自然に放任するときは、都市生活を混亂せしめ、遂に收拾することが出來ない結果を呈するのであるから、一定基準を設けて其の計畫の下に都市施設を統制せむとする、即ち既存の都市に於ては不完全な施設を改善し、將來建設さるべき都市に對しては、豫め計畫を樹立し、夫れに依つて都市の合理的建設に備へむとするのである。而して法は是等の計畫の總てを都市計畫とするのではなく、法が形式的に都市計畫と定めたものが都市計畫である。即ち第三條の規定に依つて、都市計畫委員會の議を經、主務

大臣が之を決定し、内閣の認可を受けたものが法に所謂都市計画である。如何なるものを都市計画とするかは具体的に決定すべきである。

第三目 都市計画区域の決定

近代都市の状態を見ると、人爲的に定められた市の領域を超越して、隣接町村に其の市勢を擴張してゐる。然るに市の活動は其の領域内だけに局限されて、是等實質上の都市に對しては何等統制を行ふ權能を持たない。之が爲に混亂した都市を形成するに至つたのであるから、之を統制して合理的の都市を構築することが必要であつて、是が都市計画の目的である。故に先づ都市計画を策するには其の區域を定むることが必要である、而して其の區域は獨り形式上の市の領域に止まらず、都勢の及ぶべき土地の範圍を以て對象とすべきは當然であつて、此の區域を都市計画の區域と言ふのである。換言すれば都市計画の對象たるべき地域が都市計画の區域であつて、都市計画施設を執行すべき區域とは嚴に、區別せなければならぬ。併しながら其の區域が漠然たるものであつては、都市計画を按ずることが出来ないのであるから、法上都市計画區域の決定を必要とするに至るのである。

都市計画區域を決定するに就ては、都市の現在及將來の發展に稽へ、其の區域内に於ける交通は勿論、衛生、保安、經濟等に關する都市生活上の必要な事項を參酌して決定することを要する、從て地勢、人口増加の趨勢、人口の密度、交通經濟及交通機關の配置、諸工業の生産及其他の經濟事情、衛生狀態其の他都市が有機體として有する諸要項を斟酌するの必要があるが、是等のことを決定することは困難なことであるから、法は先づ市を指定するの制度と其の市の都市計画區域とを決定する二つの手段に依つて、都市計画區域を確定することとした。即ち市を指定するには勅令を以て指定し、其の中の都市計画區域は、關係市町村及都市計画委員會の意見を聞き、主務大臣之を決定し、内閣の認可を受くることと

したのである(第二條)。

第四目 都市計画事業

廣義に於て都市計画事業と言ふときは、前に述べた都市計画として定められた物的施設を實現する企業を言ふのであるが、此の企業には都市計画法に依つて施設するものと、都市計画法に依らないで施設するものがあり得る。蓋し都市計画は都市の重要施設を決定するのであるが、決定された重要な施設が、他の方面に於て計畫に合致して實現さるゝ場合に於ては、必ずしも本法に依つて施設するを要しないからである。故に法は都市計画に依つて定められた施設を實現する爲に、都市計画事業として決定されたものに限り都市計画事業とするのである。之を狹義の都市計画事業とし、法の謂ふ都市計画事業は、此の意義に於ける事業に外ならない。而して此の事業は都市計画委員會の議を経て主務大臣之を決定し、内閣の認可を受くることを要する(第三條)。故に法上の都市計画事業は、都市計画を實現する手段として、都市計画事業と決定されたものである。或は第十六條に於て道路、廣場……其の他勅令を以て指定する施設に關する都市計画事業であつて、内閣の認可を受けたものに必要な土地は、之を收用又は使用することが出来る旨を定めたから、之を理由として内閣の認可を受けない都市計画事業があるやうに解する者があるが、本條は當然のことを規定したものと解する。

第五目 都市計画機關

都市計画法の目的とする都市計画は勿論のこと、都市計画事業及毎年度執行すべき都市計画事業は、都市計画委員會の議を経て主務大臣之を決定し、内閣の認可を受くることとした(第三條)。故に都市計画及都市計画事業を決定するのは、主務大臣の權限に屬するのであつて、此の權限を有する主務大臣は内務大臣である(内務省官制第一條)。固より都市計画は都市に關する事項を目的とするのであつて、是等

は地方の自治に譲るべき性質を有するものではあるが、都市の盛衰は國家の隆替に反映することが多いのと、前にも述べたやうに都市計畫は公共團體の領域に拘はらずに決定し、之を實現せしむるの必要とがあるので、中央機關の権限に屬せしめたのである。而して法が其の決定に關し、内閣の認可を必要としたのは、都市計畫事業は各省大臣の主管する事項に關係を有するものが尠くない故に行政事務を統制するの必要があるからである。

都市計畫及都市計畫事業の決定を主務大臣の権限に屬せしめたが、之を決定するには慎重な調査研究を必要とするの外、其の範圍は頗る廣汎に互るから、行政各部及公共團體の關係者又は學識經驗者等の意見を聞くの必要がある。故に法は主務大臣が此の決定を爲すに方つては、調査審議機關たる都市計畫委員會の議を経べき旨を定めた。都市計畫委員會の組織、権限及費用に關する事項は勅令を以て規定することとし^(第四條)、夫等のことは都市計畫委員會官制^(大正八年勅令第 四百八十三號)の定むるところである。

第六目 都市計畫事業の執行

第一 事業執行者

都市計畫事業は以上述ぶるが如く其の範圍が廣汎であるのと、其の事業の效果の波及するところも亦事業の種類に依つて違ふのであるから、是等のことを斟酌して事業執行者を定むるの必要がある。故に法は行政官廳の執行する場合と、行政廳が執行する場合と、公共團體が執行する場合と、出願者をして執行する場合とに付規定を設けた。

一 行政官廳の執行する場合。都市計畫事業を國の事業として、行政官廳が執行する場合に就ては、法に一般的の規定はないのであるが、之を執行し得べきことを定めた^(施第四條)。蓋し都市計畫事業の種類に依つては、國政事務として執行する場合を豫想したのである。故に政府の豫算に於て之を執行する計畫を樹てた

ときは、之を執行し得べきは勿論である。

□ 行政廳が執行する場合。都市計畫事業は原則として行政廳が執行することとした^(第五條第一項)。而して如何なる行政廳が執行するかに關しては之を法定し、第二條の規定に依つて指定された市を統轄する行政廳の職務とした^(施第一條)。想ふに都市計畫事業は市の區域内に於てのみ執行するものではなく、其の市の内外に互つて執行するのであるが、之を必要とするは都市計畫が市を中心として行はるるが故に、其の市の執行機關たる市長をして執行せしめむとするの趣旨に外ならない。併しながら其の市の區域外に於て又は區域外に互り都市計畫事業を執行する場合に於て、内務大臣區域外に於ける事業が、主として區域外の公共團體の利害に關すと認むるときは、其の公共團體を統轄する行政廳をして、區域外に於ける事業を執行せしむるのである^(施第二條)。蓋し施行する事業の利害關係に立脚して、執行者を定めむとする趣旨であつて、此の場合に於ては公共團體の執行機關たる町村長が行政廳と爲る。又内務大臣は都市計畫事業を分割して執行すること困難又は不利益と認むるとき、其の他特別の事由ありと認むるときは特に事業を執行すべき行政廳を指定し、指定された行政廳が之を執行する場合もある^(施第三條)。

ハ 公共團體が執行する場合。公共團體に對して義務を負擔せしむる場合には法の根據あることを要すべきは、市制町村制の規定するところであるが、法は都市計畫事業として内閣の認可を受けた土地區劃整理であつて、認可後一年内に其の施行に著手する者なき場合に於ては之を公共團體をして都市計畫事業として施行せしむることとした^(第十三條第一項)。此の場合に於ては、市制町村制に規定する法令に依り市町村に屬する事務に該當し、市町村は之を執行する義務を有する。

ニ 出願者が執行する場合。都市計畫事業は原則として行政廳が執行するのであるが、主務大臣に於て特別の必要ありと認めるときは、行政廳に非ざる者をして、其の出願に依り都市計畫事業の一部を執行せしむることとした^(第五條第二項)。茲に行政廳に非ざる者とは、廣く私人及公共團體を指すのである。

第二 事業の執行方法

行政官廳又は行政廳が都市計畫事業を執行する場合に於て、如何なる方法に依るべきやは法に何等の規定がない。想ふに都市計畫事業の範圍は廣汎であつて法定することが困難であるのと、地方公共團體に於ける特殊の事情があるので、地方の自治に譲つたのである。都市計畫事業として施設する事業に關し、夫れを規律するに他の法令の存する場合がある。此の場合に於て其の事業を執行するが爲には、都市計畫法に依るべきや又は公共物に關する法令の規定に依るべきや、學者間争の存するところである。或は此の場合に於て都市施設の計畫は都市計畫法に依つて定むべく、其の實現は都市施設たる公物に就き規律する他の法令に依るべきことを主張する者があるが、都市計畫法に於ては獨り計畫に關することのみならず、其の實現に關することも規定したのであるから此の説は採るべきでない。或は之と反對に都市計畫法は計畫の樹立又は計畫の實現に關する規定を收めてゐるから、都市計畫法にのみ依り執行すべきであつて、他の公物に關する法令の適用を排斥するものと説く者がある。併しながら都市計畫法は都市施設の實現上必要な一切の規定を具備しないのであるから、都市計畫法の規定のみに依ると言ふのも當らない。之を要するに都市計畫法と都市計畫事業として執行する施設に關する法令とは、各獨立した規定であつて原則法と例外法又は一般法と特別法との關係があるのではない。或は兩法を適用する場合もあるべく、又は一方のみの法令が適用さるゝ場合が存し得るのである。例へば道路法に依る道路を都市計畫事業として執行する場合に於ては、本法と道路法との適用があるべく、上下水道を都市計畫事業として行政廳が築造する場合に於ては水道條例又は下水道法の規定は適用されないものであるから本法の規定に依つて築造すべきである。

兩法を適用する場合に於て兩法が相排斥するか、又は相異なる規定を設けた場合に於て、其の何れに依るか、結局事業を執行する行政廳の任意に決すべきものと解するの外ないのである。併しながら此の如く何れの法律を適用すべきやを決

定しなかつたことは。確に立法上の不備と言はねばならぬ、蓋し都市計畫事業として都市重要施設を實現する場合には、之を都市の見地に於て統制して執行し、始めて都市計畫の完全を期し得る。又一面企業の見地からすれば、都市施設として實現せらるゝ企業であつても、之を統制する必要があるから企業法を制定したのであつて、都市施設として實現さるゝから一般統制の外に置かるべき理由と必要とがない。故に何れかに依るべきことを法定すべきであるからである。

行政廳に非ざる者をして其の出願に依り、都市計畫事業の一部を執行せしむる場合に於ては、執行せしむる都市計畫事業の種類及範圍は、關係行政廳の意見を聞き、都市計畫委員會の議を経て内務大臣之を定むる(施第五條)。此の事業を執行せむとするときは内務大臣の特許を必要とする(施第六條)。而して内務大臣は其の特許に方つて、都市計畫上其の他公益上必要と認めるときは、條件を附することが出来る(施第七條)。特許を受けた者が事業を實施せむとするときは、其の設計に付地方長官の認可を受くることを必要とする(施第八條)。特許を必要としたのは、都市計畫事業を以て行政廳の職務としたからである。故に之を行政廳以外の者に執行せしむるには、授權を必要とするのは當然である。此の場合に於て執行せむとする事業に付他の法令が其の事業を規律するときは、其の法令に依るべきは當然である。例へば都市計畫事業として水道の施設に付特許を受けた者は、更に水道條例に規定する許可を受けなければ水道を實現することは出来ない。軌道も亦同様であつて都市計畫事業としての軌道の特許を受けても、更に軌道法に依つて特許を受けなければ、軌道を經營することが出来ないのである。蓋し水道條例又は軌道法は水道軌道の經營が如何なる事業の目的を達する手段として經營さるゝかを問はず、當該法に依るべきことを規定したからである。故に此の點は行政廳の執行する場合と異なる。従て其の設計に付地方長官の認可を受くるのは都市計畫事業の設計と見るべく企業法の規定に依る認可ではない。

是等事業の爲に必要な土地の取得に關しては、土地收用法の規定が適用さるる

のであるが、他の公用徴収との関係に就ては項を別にして説明する。唯だ都市計画法に於ては、事業執行に付詳細な規定を設けたに不拘、都市計畫事業實現後に於ける其の管理に關し規定するところ尠く、都市計畫事業に依つて生じた營造物の管理に付特に必要あるときは勅令の定むるところに依り、其の管理者を定むべき旨を規定し^(第二十條)、施行令に於ては内務大臣必要と認むるときは、都市計畫事業に依つて生じた營造物の管理者を指定することを規定したに過ぎない。故に法は都市計畫事業實現後に於ける營造物は、特別の必要ある場合の外は事業執行者をして管理せしむる趣旨と解する。

第七目 都市計畫上の費用及財源

第一 都市計畫上の費用の範圍

都市計畫事業の執行に要する費用とは、其の事業を執行するに付必要な總ての費用を言ふのであるが、都市計畫委員會に要する費用又は下付を受けた國有河岸地の費用等は茲に所謂都市計畫事業の執行に要する費用ではない。併しながら都市計畫委員會に要する費用であつて、地方委員會に要するものは當分の内北海道地方費又は府縣の負擔と爲つてゐるが^(官制附則第三項)、之は官制が特に地方に負擔せしめたに過ぎない。又下付を受けた土地は、都市計畫事業の財源を爲す爲基本財産として管理すべきことを定めたが^(施第二十八條)、何れも都市計畫事業の執行に要する費用ではないのである。併しながら廣く都市計畫上の費用と言ふときは、右の如く制限すべきでなく、以上述べた三者を擧ぐることが出来るが、法上特に重要なものは事業執行に要する費用と都市計畫委員會に要する費用とである。

第二 費用負擔考

都市計畫事業の執行に要する費用は、行政官廳之を執行する場合に在つては國庫、公共團體を統轄する行政廳之を執行する場合に在つては其の公共團體、行政廳に非ざる者之を執行する場合に在つては其の者の負擔とする^(第六條第一項)。行政廳

が都市計畫事業を執行する場合は國の機關として、之を行ふのであつて理論上は國庫が負擔すべきものであるが、此の費用を法は特に公共團體の義務負擔たらしめたのである。蓋し都市計畫事業として執行さるべき事業の效果は、主として公共團體の利益に歸すと認められたからである。併し公共團體は費用を負擔するだけであつて、費用支出の原因たる法律行爲又は事實行爲は常に行政廳が執行し、公共團體は何等の権限を持たないことは、道路法に付述べたところと同一である。

都市計畫委員會に要する費用は、委員會の性質上からして、國庫の負擔とすべきことが當然であるが、現在に於ては中央委員會に要する費用は國庫に於て負擔し、地方委員會に要する費用は、地方公共團體に負擔せしむることとし地方費及府縣等の負擔に屬する^(官制附則第三項)。

第三 財源

都市計畫事業は、常に人口密集せる地域又は其の附近に於て執行せらるゝものであるから、農村地方に於て執行する事業とは違つて巨額の費用を必要とする。従て之が財源に關することは、都市計畫事業執行の基礎的要件と爲るのである。都市計畫事業に充つる爲法の認められた財源は次の如くである。

一 受益者負擔金。都市計畫事業に依り著しく利益を受くる者をして、其の受くる利益の限度に於て、都市計畫事業の執行に要する費用の全部又は一部を負擔せしめ、都市計畫事業費の財源に供する^(第六條第二項)。其の負擔金の性質及負擔に關する要件及賦課徴収方法に關しては、前に述べた道路工事費受益者負擔金制度と同一であるが、本法の規定と道路法の規定と異なるところは、負擔せしむべき金額を道路法に在つては事業費の一部に限定したに反し、本法に於ては其の全部を賦課するの途を設けたこと、本法が賦課する場合を限定した點である。事業費全額賦課の方法を採つたのは、都市計畫事業の種類は廣汎に亘るのであるから、其の事業の性質に依つては、其の全額を負擔せしむるを適當とする場合があるからである。賦課すべき場合を限定したのは、受益の公正を期せむとする爲に外なら

らない。

受益者負擔金を賦課すべき場合は、(イ)行政官廳の執行する事業に因つて公共團體が著しく利益を受くるとき、(ロ)事業地の公共團體以外の公共團體を又は上級公共團體を統轄する行政廳に於て執行する事業に依り、事業地の公共團體が著しく利益を受くるとき、(ハ)事業に依つて生じた營造物が他の工作物と效用を兼ねるに因り著しく利益を受くる者あるとき、又は其の營造物を利用するに因り著しく利益を受くる者あるとき、(ニ)此の外都市計畫事業に因り利益を受くる者であつて内務大臣が指定した者、即ち都市計畫事業として道路、廣場の新設、擴張若は路面の改良又は軌道の建設若は河川、運河の新設、改修をした場合に於ける其の道路、廣場、軌道、河川若は運河の附近に於て内務大臣の定むる區劃内に在る有租地の所有者に賦課する。併し質權の目的たる土地に付いては質權者に、事業著手の日から起算し十年より長き期間の定ある地上權、永小作權及賃借權の目的たる土地に付いては地上權者、永小作人及賃借人に賦課し、右の區劃内に在る無租地であつて、公用又は公共の用に供せられざるものに付いては地上權者、永小作人及賃借人に賦課することとし(大正九年内務省令第二十八號)受益者を指定したのである(施第九條)。而して此の規定に依つて負擔せしむる費用の金額及其の負擔方法に付いては、關係市町村長の意見を聞き、都市計畫委員會の議を経て内務大臣が定むるのである(第十條)。

二 都市計畫税。都市計畫税は、都市計畫委員會に要する費用及都市計畫事業執行に要する費用支辨に關する目的を以て賦課する税である。故に所謂目的税の性質を有し、法は之を特別税と稱する。而して目的税であるから其の目的たる費用を負擔する公共團體に於て賦課徴収する權能を有すべきは當然である。此の場合に於て法第六條第二項の規定に依つて受益者負擔金を課せられた市町村は、本條の規定に依つて特別税、都市計畫税を賦課することを得るやは議論の存するところである。固より第八條は第六條の費用に充つる爲都市計畫税を賦課すべき

ことを定め、其の第六條に於ては公共團體に受益者負擔金を賦課し得べきことを定めてゐるが、第六條の費用と言ふのは都市計畫事業の執行に要する費用を言ふのであつて、其の第二項に言ふ受益者負擔金は所謂費用に該當しない。故に受益者としての負擔金の財源として特別税を賦課することは法の許さざるところと言はねばならぬ。

法の許容した都市計畫税の範圍は、(イ)地租百分の十二半以内に於ける地租割、(ロ)營業收益税百分の二十二以内に於ける營業收益税割但し營業收益税法第十條第二項の規定に依る資本利子税額の控除を爲さざるものを以て營業收益税額と看做さる、(ハ)營業税、雜種税又は家屋税、各府縣税十分の四以内、(ニ)特別地税として北海道及其の市町村に在つては地價千分の四以内、府縣及其の市町村に在つては地價千分の五以内、但し賦課率は當該年度の豫算に於て定めた田畑に對する地租割の賦課率を以て算定した地租割額の當該田畑の地價に對する比率を超ゆることを許さない。(ホ)其他勅令を以て定むるものに付賦課するのであるが、何れも皆附加税であつて獨立税ではない。法は勅令を以て獨立税を徴收せしめむとしてゐるのであつて、土地増加税や間地税の徴收が常に問題となつてゐるがまだ決定してゐない。是等は理のあるところに稽へて之を徴收せしめ、都市計畫事業の促進を圖ることが急務である。

以上の特別税は道府縣と市町村とは各別に其の法定制限内に於て賦課することが出来るのであるが、府縣費の全部を市に分賦する制度(府縣制施行令第二十八條)を採る地方に於ては、市は此の制限以上に互つて府縣の賦課し得べかりし分まで賦課することを許されない。此の場合に於て市が營業税、雜種税又は家屋税を賦課するときは、主務大臣の許可を得て其の税率を定むることが出来るのである。

三 國有河岸地より生ずる收入。都市計畫區域内に存する國有河岸地であつて公共の用に供せざるものは、第六條の規定に依つて都市計畫事業の執行に要する費用を負擔する公共團體に下付(第九條)、下付を受けた公共團體は其の土地を

都市計畫事業の財源と爲す爲基本財産として管理することを要し、特別の事由ある場合に於ては、内務大臣の認可を受け處分することが出来るのである（施第二十八條）。此の場合に於て基本財産より生ずる収入又は處分に因つて得た収入は、公共團體の一般収入に外ならないのであるが、法が是等の土地を下付するの制度を採つたのは、都市計畫事業に依る費用負擔を緩和するの趣旨であるから、都市計畫事業の爲に必要な費用の財源に供すべきは當然である。茲に所謂國有の河岸地とは國有財産法施行前、各府縣に於て調製した官有土地臺帳に河岸地として登録されてあつた土地を言ふのであるが、公共の用に供せられないものであるから、之も畢竟國有財産法に言ふ雜種財産に外ならない。然るに國の所有に屬する雜種財産は此の外他にあるに不拘、河岸地のみを下付すべきことを定めたのは、東京市區改正條例の遺物と言はざるを得ない。若し夫れ都市計畫事業に要する費用の財源を國庫が與へむとするにあらば、總ての雜種財産を下付すべきである。東京市區改正條例又は大正七年法律第三十六號、大正七年勅令第百八十四號に依り、下付を受けた官有の河岸地は其の下付を受けた市の所有に屬する間は、其の市の都市計畫事業の終るまで地租を免除され、河岸地から生ずる収入は其の市の都市計畫事業の終るまで、之を他に支出することを許さないのである（第三十條）。併し本法第九條の規定に依つて下付を受けた土地に對しては地租を徴收される。

四 超過收用地の賣却又は貸付収入。第十六條第二項の規定に依つて、超過收用をした場合に於ける土地の賣却又は貸付の結果収入を得た場合に於ては、賣却又は貸付に要する費用を支辨し、尙剩餘あるときは都市計畫事業費の財源に供することが出来る。併しながら之が収入は法を以て其の支途を禁止しない。

五 公共團體の他の収入。公共團體は主務大臣の許可を受け受益者負擔金、都市計畫税を以て第四條又は第六條に規定する費用に充當するのであるが、夫れを以ても尙支辨する能はざる場合に於ては、公共團體の他の収入を以て支辨することとした（第八條）。併しながら都市計畫事業に要する費用を公共團體の負擔に

歸屬せしめた以上は、費用負擔義務者たる公共團體の財政に關する規定に従て、特別の財源を以て充當すると否とは公共團體の自由であらねばならぬ。夫れにも不拘、公共團體は都市計畫事業の費用を負擔するが爲に所謂特別會計の制度に依らしむるが如く本項の規定を設けたのは何等の意義を有しないのである。

公共團體は以上の財源に依つて都市計畫事業の爲に必要な費用を支辨するのであるが、都市計畫事業に要する國有地は、事業の執行に要する費用を負擔する公共團體をして無償にて之を供用せしめ、其の地に有する國有の建築物は無償にて其の公共團體に交付すべきことを定めた（施第二十七條）。併しながら此の規定は法に特別の根據があるものでないが爲に、國有財産法の施行と同時に廢止されたものと解さなければならぬ。蓋し國有地の無償供用又は官有建物の無償交付に關しては國有財産法の規定する所に依らなければならぬからである。

以上述ぶるものゝ外都市計畫事業に對する國庫補助金又は公債等に依つて、都市計畫事業費を支辨すべきことを説明する者あるが、前にも述べたやうに法は都市計畫に關する特別會計の制度を強要するのではないから、當然のことであつて特に説明するまでもない。

第八目 都市計畫の爲にする制限

現代の既成都市が全く行き詰りの状態を呈してゐるのは、私有財産制度の確立に伴つて土地の所有權が社會的意義を超越してまでに尊重され、土地の所有者は其の欲するまゝに土地を利用して、其の土地が都市に所在することの考察を缺いてゐたことが最大の原因である。故に是等の原因を艾除して土地所有權の社會化を圖る必要があるのと、將來起ることあるべき都市構築を容易ならしむる爲に土地所有權を制限することは、現代都市を改造するに必要な手段である。従て本法に於ても此の兩制度を採つた。

第一 都市計畫の爲にする警察制限

市街地建築物法に於ては一定区域内に住居地域、商業地域又は工業地域を指定して、其の指定された土地に於ける建築物を制限することとした。此の場合に於て夫れが都市計畫区域内であるときは、其の市街地建築物法に依る地域又は地區の指定、變更又は廢止は都市計畫の施設として爲すべきことを定め、更に是等地域及地區の外土地の状況に依り必要と認むるときは、風致又は風紀維持の爲特に地區を指定することとした^(第十條)。即ち都市計畫の爲にする警察制限は市街地建築物法に依るものと本法の規定に依るものとの二種類ある。

市街地建築物法に於ては、都市に於ける土地を其の自然の所在に應じて、最も經濟的に利用せしむることを期するが爲に、一定の土地を區劃して其の用途を定め、用途に必要な建築物を制限せむとするのであつて、之に依るときは、住居地域に於ては住居の安寧を害する虞ある用途に供するものを建築することを許さない^(同法第二條)。商業地域に於ては商業の利便を害する虞ある用途に供するものを建築することを許さない^(同法第三條)。工業地域内に於ては工場倉庫其他之に準すべき建築物であつて、規模大なるもの又は衛生上有害若は保安上危険の虞ある用途に供するものを建築すべきことを規定した^(同法第四條)。即ち住居地域及商業地域に於ては建築し得ざるものを規定し、工業地域に於ては其の地域でなければ建築することを得ざるものを定めた。此の外防火地區又は美觀地區の制度を認め、主務大臣は火災豫防上必要と認むるときは、防火地區を指定し其の地區内に於ける防火設備又は建築物の防火構造に必要な規定を設け^(同法第十三條)、美觀地區内に於ては建築物の構造設備又は敷地に關し必要な規定を設け^(同法第十五條)、建築物を制限するのである。唯だ此の場合に於て注意すべきことは建築線に關することである。

市街地建築物法に於ては、原則として道路敷地の境界線を以て、建築線とし^(同法第七條)、建築物は建築線から突出せしむることを許さないこととした^(同法第九條)。而して同法は道路の新設又は變更の計畫ある場合に於て、行政廳が其の計畫に付いて告示したときは、其の計畫道路は、市街地建築物法の道路と看做すのである

^(同法第二十六條)。故に都市計畫として定められた道路計畫に付いて行政廳の告示があつたときは、其の計畫道路の境界線は建築線と爲つて之より突出して建築物を築造することが出来ないことゝ爲るのである。即ち都市計畫を定むることに依つて市街地建築物法の規定する行爲制限に關する規定が適用され、間接に都市計畫の効果を發生するのである。併しながら建築物を制限するのであるから、建築以外の行爲に關しては何等の効果が發生しないのは勿論である。又場合に依つては土地の經濟的利用からして、永期に亙つて行爲を禁止することが不得策な場合があるから、都市計畫が實現さるゝ迄地方長官の許可を得て假建築物を築造することを許した。

本法の規定する風致地區に於ては、風致維持の爲工作物の新設、改築、増築若は除却、土地の形質の變更、竹木土石の類の採取其他風致維持に影響を及ぼす虞ある行爲は、地方長官が内務大臣の認可を受け命令を制定し其の行爲を禁止制限することとした^(施第十條)。又風紀地區に於ては建築物土地に關する工事又は權利に關し、都市計畫上必要な制限を爲すことが出来るのであるが、之に關しては詳細な規定が設けられてゐない。

以上の市街地建築物法に依る地域又は地區の指定は、主務大臣の権限に屬するのであるが、本法に於ては、都市計畫の施設として其の指定、變更又は廢止を爲すべきことを定めたから^(第十條第一項)、法第三條の規定に依り都市計畫委員會の議を経、主務大臣之を決定し、内閣の認可を受くことを要し、内閣の認可に依つて地域、地區指定の効果を生ずるのである。市街地建築物法に依らないものであつて本法に特に規定する地區の指定手續に付いては法に規定しないが、當然都市計畫の手續に依るべきものであつて、内閣の認可に依つて地區指定の効果を生ずるのである。

第二 都市計畫の爲にする公用制限

以上述べた制度に依つて私人の行爲を禁止制限し、都市計畫實現の容易ならむ

ことを期したのであるが、尙更に都市計畫事業と決定された其の事業の境域内に於ける私権を制限することとした。即ち道路、廣場、河川、港灣、公園、鐵道、軌道、運河、水道、下水道、土地區劃整理、運動場、一團地の住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場及塵埃焼却場に關する施設であつて、都市計畫事業として決定された土地の境域内に於ては、土地に關する工事又は權利に付制限するのである(第十一條、施第二十一條)。

制限の範圍は以上述べた事業の土地の境域内に於て、工作物を新築、改築、増築若しは除却し、土地の形質を變更し又は地方長官の指定した竹木土石の類を採取せむとする者に對して地方長官の許可を受けしむることとした(施第十條)。地方長官は此の許可申請に對し、都市計畫上の要否を審査して之を拒否し或は都市計畫事業の執行上必要な條件を付して許可するのであるが、許可を受けずして右に述べた行爲をなし、又は許可の條件に違反したときは地方長官は原状回復を命じ(施第十條、四條)、又は行政執行法に依つて其の義務を強制することが出来る(第二十條、三條)。

第九目 土地區劃整理

都市内に於ける土地利用の合理化は、都市計畫の施設に依つて直接間接に行はれるのであるが、併しながら是等の方法だけでは建築敷地の形狀又は其大いさを整備することが出来ない。従て別に土地を整備するの制度を必要とする。故に都市計畫區域内に於ける土地に付いては、其の宅地としての利用を増進する爲土地區劃整理を施行することを得しめた(第十條、二條)。而して此の場合に於ては、都市計畫法に別段の定ある場合を除くの外耕地整理法を準用することとした。蓋し耕地整理は土地の農業上の利用を増進せむとするのであつて、宅地の利用を増進することを目的とする土地區劃整理とは其の目的を異にするのであるが、其の手段方法は兩者に相通するものがあるからである。

土地區劃整理は土地の宅地としての利用を増進する爲に行ふのであるから、現

に耕地であるものに對して行ふべきは勿論、宅地たる土地に對しても之を行ふことが出来るのである。又本法の土地區劃整理は都市計畫區域内の土地に對して行ふべきことは當然である。

本法の規定よりして土地區劃整理を分類するときは、(イ)都市計畫に關係なき土地區劃整理、(ロ)都市計畫に屬する土地區劃整理とに分類し、更に(ロ)は都市計畫に屬するものと都市計畫事業として決定されたものとに區別することが出来る。都市計畫に關係なき土地區劃整理に關しては耕地整理法の準用に依つて整理施行者の任意行爲に屬する。都市計畫として定められたが、都市計畫事業に屬せざる土地區劃整理は矢張り耕地整理法を準用して施行するのであるが、此の場合に於て任意的に施行する區劃整理が都市計畫の設計に拘束せらるゝやの疑がある。併しながら前に述べたやうに、都市計畫其のものは法に特別の規定ある場合は格別であるが、何等の規定なき場合に於ては法上の効果を有するものでないから、此の場合に於ても矢張り任意的に行はるゝ區劃整理は、都市計畫の設計に拘束されないと解する。都市計畫事業として決定された都市區劃整理は所謂都市計畫事業であるから、法第三條の手續を経て定まり、其の事業は法第五條に依り行政廳が執行するを以て原則とし、特別の事由あるときは主務大臣は行政廳に非ざる者、即ち公共團體又は私人をして執行せしむることが出来るのであるが、本法の準用した耕地整理法に於ては、行政廳又は公共團體が耕地整理を施行する場合に於ける規定を缺くが爲に、本法に於ては公共團體の施行する土地區劃整理に付、耕地整理法を準用し難き事項に關しては、特別の規定を設けることとしたが爲に(第十三條、第二項)、現行制度の下に於ては公共團體が施行することゝ爲るのである。

公共團體が土地區劃整理を施行する場合は、都市計畫として内閣の認可を受けた土地區劃整理が、内閣の認可後一年内に其の施行に着手する者なき場合に於て強制を受けて施行する場合と、法第六條の規定に依つて特許を受けて施行する場合とがある。後の場合に關しては法は其の施行に關し未だ規定を設けない。前の

場合に於ては内務大臣は之を施行するに付命令することを要する<sup>(施第十、
五條)</sup>。

公共團體が土地區劃整理を施行するの命令を受けたときは、設計書、費用負擔方法及耕地整理法第三十五條第二項の規約に代るべき處分方法を定めて之を告示し、十日間土地所有者及關係人の縦覧に供した後地方長官の認可を受くることを要し、地方長官は主務大臣の認可を受けて其の設計を認可するのである<sup>(第十、
四條)</sup>。

土地所有者又は關係人が費用負擔方法又は處分方法に關し異議あるときは、期間内に地方長官に異議を申立てることが出来る。此の異議の申出あるときは、地方長官は都市計畫委員會の議決に付することを要する。地方長官が其の議決に依つて設計圖、費用負擔方法又は處分方法を變更するの必要を認めたとときは公共團體に對して其の變更を命ずる<sup>(施第十、
七條)</sup>。

公共團體の施行する土地區劃整理の施行に要する費用は、整理地區内の土地所有者又は關係人<sup>(法は是等の者の意義は耕地整理法の
の定むる所に依る(施第十八條))</sup>の負擔とするのであるが、土地區劃整理の地區外の土地所有者又は關係人であつて、其の施行に因り著しく利益を受くる者あるときは、内務大臣の定むる區域に依り、之をして其の受くる利益の限度に於て費用の一部を負擔せしむることが出来る<sup>(施第十、
六條)</sup>。

土地區劃整理をした土地の地價は、耕地整理法第十二條、第十三條、第十四條第二項乃至第五項及第十四條ノ二乃至第十六條の規定を準用して決定する。此の場合に於て地目變換を爲したるものに在つては工事完了のとき、開墾又は變換した土地に對し従前の地域に依り其の地價を修正し、修正地價を以て耕地整理法第十三條第一項の現地價とする<sup>(第十五條、
施第二十條)</sup>。法は其の他準用すべき法條に付規定した<sup>(施第十、
九條)</sup>。

第十目 土地收用

第一 土地の收用

都市計畫は都市公共の安寧を維持し、福利を増進する爲の重要施設であるから

之が事業は公共の利益と爲るべきものであることは疑を容れない。而して公共の利益と爲るべき事業であつて、法に限定された特殊の事業の爲に必要な土地は、土地收用法を適用して取得すべきことは既に述べた。即ち我國土地收用法は公共の利益と爲るべき一般總ての事業の用に供する土地の取得に關し、土地收用法を適用せしむるのではなく、法の列擧した事業に限つて土地の收用を許したのである。故に都市計畫事業であつて法の列記したものに該當するものは、同法に依つて土地を收用又は使用し得べく、同法に列記しない事業は假令都市計畫事業であつても、土地を收用又は使用することを許さないのである。本法に於ては都市計畫上必要な土地の取得に付土地收用に關する特別規定を設け、特別の規定なきものに關しては土地收用法を適用する<sup>(第十八條、
第一項)</sup>。

一 事業の適格。本法に於ても土地を收用又は使用することを得べき事業を列記する主義を採り、道路、廣場、河川、港灣、公園、其の他勅令を以て指定する施設即ち鐵道、軌道、運河、水道、下水道、土地區劃整理、運動場、一團地の住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場及塵埃焼却場の事業に限定したのである<sup>(第十、
六條、
施第二十、
十一條)</sup>。其の大部は土地收用法の許容した事業であるが、土地收用法に於ては公園運動場、屠場、墓地及塵埃焼却場に關するものは、所謂衛生設備として國及その他の公共團體が公用の目的を以て施設する場合に限り事業の適格を有せしめたに反し、本法に於ては起業主體の如何を問はず事業の適格を附與した。土地區劃整理及一團地の住宅經營が公共の利益と爲るものとし、之が爲に他人の所有權を剝奪せしむることが適當であるか否かは疑問であつて、立法上攻究すべきことであるが、本法に於ては之を許した。而して土地收用法が規定したと同一の事業である場合は本法に依つて土地を收用又は使用するを得べきは勿論、土地收用法に依つても土地を取得することが出来る。

二 事業の認定。土地收用法に於ては土地を收用又は使用することを得べき事業は、内務大臣が認定することは既に述べたが、本法に於ては特に事業の認定を受

くるの必要なく、第三條の規定に依る都市計畫事業の認可を以て土地收用法に依る事業の認定と看做した^(第十條)。即ち事業認定の處分を内閣の都市計畫事業の認可に係らしめたのである。此の場合に於て都市計畫とは、法第三條に所謂都市計畫であるか、或は都市計畫事業の意であるかは疑の存するところである。或は事業認定に代るものは都市計畫の認可であつて、都市計畫事業の認可ではない。都市計畫事業の決定のみあつて、都市計畫として別に決定せられない場合は、其の都市計畫事業の決定の中には都市計畫の決定を包含するものと解する説がある。併しながら土地收用の必要があるのは、都市計畫事業を執行する爲に外ならない。故に都市計畫事業の確定前に土地收用法を適用すべき事業がない筈である。従て都市計畫の場合に於ては事業の認定を必要とする事由がない。故に第十九條が言ふ第三條の都市計畫とは都市計畫事業と解すべく、都市計畫事業の決定のみあつて、都市計畫の決定を必要としないものは、其の都市計畫事業の決定が事業認定と看做さる。反之都市計畫の決定があつて都市計畫事業の決定のないものに在つては、其の都市計畫の認可を以て事業認定と看做す外ないのである。此の規定の爲に次に述ぶる土地收用法上の問題が生ずる。

(イ) 土地收用法の規定に依つて内務大臣が事業を認定したときは、起業者及事業の種類並起業地を公告するを要するのであるが、都市計畫を内閣が認可した場合に於て之を公告するの規定がない。併しながら内閣の認可を以て土地收用法に依る事業の認定と看做したのであるから、其の結果として土地收用法第十四條に所謂認定を爲したるときは該當するが故に、公告することを必要とするのである。或は此の場合に於て特別の規定はないが、行政の便宜上公告するを普通とすと説く者があるが、事業認定が公共の利益と爲るべき事業を確認する處分である以上は内部的に行はるべき内閣の認可を以て處分と言ふ能はざるが故に、土地收用法第十三條の手段を要すべきは當然である。固より都市計畫の認可に依つては未だ具體的の起業者確定せざるが爲、之を公告することは不可能事であるから

法定事項の總てを公告することが出来ないに不拘、認可を以て事業の認定と看做したのは、立法の不用意と言はねばならぬ。

(ロ) 土地收用法に於ては、内務大臣の認定の公告の後三ヶ年以内に第十九條の土地細目の公告又は通知を爲さるときは、事業認定の效力を失ふべきことを規定した。従て都市計畫の場合に於ても右の期限内に土地の細目を公告し、又は通知をしなかつたときは、内閣が認可した爲に發生した事業認定の效力は消滅するものと解せなければならぬ。或は此の場合に於て都市計畫事業の認可の公告に付いては何等の規定もないから、土地收用法第十八條の規定は都市計畫事業には適用なく、従て其の認可の後幾年を経過するも其の效力を失ふことなきものと解する説がある。併しながら内閣の認可に依つて事業認定の效力を發生せしめ、土地收用法が效力存続期間を規定したにも不拘、本法が之に關し何等規定しなかつたのは、本法第十八條が本法に別段の定ある場合を除く外、土地收用法を適用する旨を定めた規定に従て當然に土地細目公告又は通知を爲すべく、此の期間内に其の手續を爲さるときは事業認定の効果を失ふものと言はねばならぬ。論者は前項に述べた余の所見と異り、都市計畫事業の公告を爲すべき規定がないから細目公告を必要としない。従て事業認定の效力は無期限であると言ふのであるが、一步を譲り事業認定の公告を爲さざるものとしても、土地收用法第十九條の規定に依る手續は本法に特別の定がないのであるから、當然土地收用法の規定に従ふことを要する。若し都市計畫事業に關しては此の手續をも必要としないものと解すれば、收用すべき土地の限定及夫れに伴ふ起業者及土地所有者關係人の負擔する權利義務發生の始期を確定し能はざることゝ爲るのである。故に此の説は採るべきでない。或は都市計畫事業に付いては其の決定後現實に土地の買収に着手する迄には相當長年月を要する場合も少なく、其の場合に三年を限つて事業認定の效力を失はしむるのは無用のことであるから、立法論としても土地收用法第十八條を適用せぬ理由があると説く者があるが、事業認定の效力に期限を付したの

大正十一年 都市計畫ニ關スル通牒・ヨリ 三ヶ年 以後ニテモ
効力ヲ失フ

は、いつかは土地を収用さるゝと言ふが如き不安の状態に置くことを避くるの趣旨であつて、都市計畫事業なるが故に此の社會的不安の存在を是認するの理由がないのである。

(ハ) 収用の裁定。土地収用法に於ては土地の収用細目の公告又は通知の後起業者は、土地に關する權利を取得する爲、土地所有者又は關係人と協議を爲すことを要し、協議調はざるとき又は協議を爲すこと能はざるときは、収用審査會の裁決を求むるのであるが、本法に於ては起業者は單に主務大臣の裁定を求むるのである(第二十條第一項)。即ち起業者の収用裁決請求權は主務大臣に對し行使され、収用審査會の裁決を受くることを許さないのである(第二十條第一項)。而して土地収用裁決の内容たる(一)収用又は使用すべき土地の區域、(二)損失の補償、(三)収用又は使用の時期及期間の内、損失の補償に關しては土地収用法の採用した収用審査會の裁決に依らしめ、主務大臣は其の他の事項に關し裁決するのである。

損失補償額を決定するに付、何れの行政機關の權限に屬せしむるのが適當であるかは、立法例の岐るゝところであるが、本法の採用したやうに収用審査會をして決定せしむる事としたのは、地方事情を知悉する行政機關をして決定せしむるのが事の正確と迅速を期する上に於て適當としたのであらう。併しながら上の三事項は互に相關連し、殊に補償金は主務大臣の決定した収用又は使用の時期迄に拂渡すことを要し(土地収用法第六十條)、其の時期迄に拂渡を爲さざるときは、裁決は效力を失ふのである(同法第六十二條)。従て主務大臣は収用審査會が収用、又は使用の時期迄に補償の裁定を爲し得る餘裕を存して其の時期を定め、収用審査會は起業者が補償金の支拂又は供託を爲し得るやうに裁決を爲すことが必要である。若し其の時期に於て拂渡を爲さざるときは裁決は效力を失ふのは當然である。

第二 超過収用

公共の利益と爲るべき事業に對し、土地を収用し又は使用するの權能を附與したのは、其の事業の達成を所期するからである。故に嚴格に言ふときは収用の客

體たる物件の範圍は、當該土地収用の目的たる公共事業の施行に必要な範圍に限定すべきは當然である。併しながら都市計畫事業として道路、廣場、河川、港灣又は公園等を新設改築するが爲、必要な土地を収用する場合に於て、収用殘地又は収用した土地の附近地が不整形であるとか、又は面積過少の爲に建築敷地としては不適當な場合を生ずる。此の如き場合に於て、該施設の附近地に土地區劃整理を施行し、適當な建築敷地を造成することは、當該公共施設を開設した趣旨にも適合し、都市に於ける土地を利用する點からしても得策であるから、法は第十六條第一項の規定する事業の用に供する土地附近の土地であつて、都市計畫事業として建築敷地造成の爲必要なものは、収用又は使用することの制度を認め(第十六條第一項)。之を普通に超過収用の制度と言ふ。此の制度は固より本來の意義に於ける土地収用ではない。

超過収用を行ふ場合は各種の要件を必要とする。即ち(イ)超過収用は道路廣場等の都市計畫事業に關連して行ふことを要する。蓋し是等の施設を爲したが爲に必要を生じたのであるからである。法は本事業と建築敷地造成事業とを執行すべき時期を規定しないが、本事業施行後に於て既に附近土地所有者が其の土地に建築物等を建設した後に於ては、超過収用を爲す經濟上の効果を失ふことゝ爲つて不得策であるから、尠くとも本事業と相次いで行はるゝことを必要とする。(ロ)都市計畫事業用地に接する附近の土地に限つて超過収用を行ふのである。如何なる土地を以て附近の土地と見るべきやに關しては、法は規定するところがない。併しながら土地區劃整理を施行する場合に限つたことに立脚し、各場合に付判斷することを要する。(ハ)超過収用の目的は建築敷地造成の爲なることを要する。土地収用法の規定に依つて殘地を収用する場合と同じく無目的のものではない。此の目的の範圍を出づることを許さない。(ニ)超過収用は土地區劃整理を執行する必要がある場合に限り許さる(施第二十二條)。即ち土地區劃整理を行はずして超過収用を爲すことを許さないのである。

建築敷地造成事業は都市計畫事業であるから、原則として行政廳之を執行するのであるが、建築敷地の造成は土地區劃整理の方法に依つて、即ち耕地整理法の準用に依つて施行する。然るに耕地整理法に於ては前にも述べたやうに、行政廳の施行に必要な規定を設けてゐない。故に建築敷地造成の爲にする土地區劃整理は、公共團體に於て施行するの外ないのである。

建築敷地造成の爲に超過收用に依つて取得した土地の處分及管理に關しては特別の規定を設けた^(第二)_(十條)。蓋し一般土地收用からするときは、土地の收用を必要とした事業を廢止するときは、舊土地所有者は買受權を行使することが出来るのであるが、此の場合に於ても買受權を認むるときは超過收用の制度を認めた趣旨を没却することゝ爲るから、特別の規定を設けて處分することを許すのである。即ち收用した土地は土地區劃整理の工事完了後でなければ之を賣却し、又は貸付することを許さない^(第二十)_(三條)。而して公共團體が土地の賣却若しは貸付に付管理方法の規定を設けたときは地方長官を經由し、内務大臣の認可を受くることを必要とする^(施第二)_(十九條)。

土地區劃整理の工事完了後に於て土地を賣却又は貸付する場合に在つても、公共團體が自由に處分することを禁止し、毎年特定の者即ち(イ)其の土地の附近地が都市計畫法第十六條第一項の規定に依つて收用せられた場合に於て、其の收用せられた附近地の全部又は一部を收用の際所有した者又は其の相續人、(ロ)前號の附近地の上に存した家屋を其の附近地收用の際所有した者、(ハ)其の土地の全部又は一部を其の土地收用の際所有した者又は其の相續人、(ニ)其の土地の上に存した家屋を其の土地收用の際所有した者の競争入札に依つて賣却又は貸付することを要する。若し夫等の権利者が一人であるときは、其の者に對し隨意契約に依つて賣却又は貸付するのである^(施第二)_(十四條)。以上の方法に依つて賣却又は貸付することを得ざる土地の賣却又は貸付に付いては一般の競争入札に依る^(施第二)_(十五條)。又一宅地を爲すに足らざる殘地は隣接所有者に對し、隨意契約の方法に依つて

賣却又は貸付するのである^(施第二)_(十六條)。

第三 工作物の收用

土地收用の制度は不代替物の收用を許すことが原則であつて、代替し得べきものゝ收用は特別の場合でなければ之を許さないのである。故に土地收用法に於ても、物件の收用を排し、公共の利益と爲るべき事業の用に供すべき土地に定著する物件は、其の事業の用に供する爲でなければ、收用又は使用することを許さないのである。本法に於ても土地區劃整理の爲、又は衛生上若しは保安上の必要に依る建物の整理の爲必要あるときに限り、建築物其の他の工作物を收用することの途を設けた^(第十)_(七條)。併しながら土地區劃整理に準用せらるゝ耕地整理法に於ては、整理施行者は其の施行の爲必要あるときは、整理施行地區内の工作物を移轉し、除却し又は破毀することが出来るから、本條の規定を適用する必要がない。又衛生上若しは保安上の必要に依つて建築物の整理を必要とし、建築物其の他の工作物の收用を認めたのであるが、土地區劃整理を伴はない建築物整理は、其の目的を達すること困難であるから、本制度は餘り適用の餘地がないものと言はねばならぬ。

第十一目 義務強制及行政救済

都市計畫法若しは之に基いて發する命令又は之に依つて爲す處分に依り、私人の義務に屬する作爲不作爲に付いては、行政執行法第五條及第六條の規定並に之に基きて發する命令の準用に依つて強制し得ることゝした^(第二十)_(三條)。又都市計畫法若しは之に基いて發する命令又は之に依つて爲す處分に依つて私人の義務に屬する負擔金其の他の費用は、行政廳國稅滯納處分の例に依つて之を徴收し得る。此の場合に於ける徴收金の先取特權の順位並に其の追徴還付及時效に付いては行政廳の統轄する公共團體の徴收金の例に依るのである^(第二十)_(四條)。

都市計畫法又は之に基きて發する命令に規定した事項に付いて、行政廳のした

處分に不服ある者は訴願することが出来る。併しながら本法に依つて、行政裁判所に出訴することを許された場合に於ては、主務大臣に訴願することは出来ない(第二十_{五條})。又都市計畫法又は之に基きて發する命令に規定した事項に付いて、行政廳のした違法處分に依つて權利を毀損せられたりとする者は行政裁判所に出訴することが出来るのである(第二十_{六條})。

第二編 電氣事業

第一節 緒言

電氣は國民日常生活の必需品であつて、國民文化生活の爲に缺くべからざるものであることは今更言を俟たない。又各種産業上の原動力たる地位を占むることに依つて産業政策上重要な使命を有し、近時提唱さるゝ家庭電化及農村電化の問題の解決如何に依つては一層其の需用範圍を擴張し、人の存するところ電氣を見ざるの趨勢である。此の如きを以て之を統制して國民生活の爲に最も適切な政策を講ずることは、國家に於てのみ克く爲し得るところであつて、電氣政策の重要な所以である。又之が事業の經營には常に巨額の資本を投下するが故に、其の事業經營の如何は經濟界に波及すること大なるものがある。故に現代に於ける電氣政策は電氣が危険性を有するから之を規律すると言ふが如き見地を脱して、其の合理的利用を考察するの時代に這入つたのである。

我國に於ける電氣事業の創始は、明治二十年東京電燈株式會社が發電機を以て點燈事業を開始したに始まり、其の後漸次發達して現時の状態を見るに至つた。併しながら當時に於ては電氣が國民生活に與ふる危害を考慮し夫れを防止せむことを主眼として之を規律せむとしたのは怪むに足らない。故に此の見地に基き明治二十九年電氣事業取締規則を制定したのであつたが、電氣の効用に稽へ之が事業の助長發達を圖る必要があつたので、明治四十四年電氣事業法を制定して電氣事業の發達助勢を計つたのであつたが、其の後電氣に關する技術の進歩と經濟界の急激な進展とに伴ひ、之が事業を統制して合理的に事業の發達を期し監督制度を確立して嚴重に規律し、電氣事業本來の效用を擧げしむる必要一層緊切なるに至つたので、昭和六年法律第六十一號を以て新電氣事業法を制定するに至つた。現在に於ては未だ新法は施行されないが本編に於ては新法に付説明する。

第二節 電氣事業の意義

電氣事業とは一般の需用に應じ電氣を供給する事業を言ふ。故に次の要件を具備することを要す(第一條第一號)。

一、一般の需用に應ずるものなること。即ち電氣を不定多數人の需要に應じて供給するものなるを要する。不定の多數人を相手方として經營するものであるから、電氣事業が公共事業と言はるゝ所以である。故に特定人の爲に電氣を供給するものゝ如きは茲に所謂電氣事業ではない。固より電氣事業者は以下述ぶるやうに、特許された供給区域内に於て電氣を供給するのであるが、其の区域内に於ける何人に對しても電氣を供給するのは所謂不定多數人を相手とするのである。又供給区域内に於て供給すべき量を制限して事業を經營するものに在つても、其の制限に従つて不定多數人に供給するときは、一般の需用に應ずるものと言ふべきである。

二、電氣を供給する事業なること。即ち他人の要求に應じて電氣を提供する事業なることを要する。従て自ら電力を發生し之を自ら消費するもの、又は他より電力を受けて自ら之を消費するものは、茲に所謂電氣事業ではない。而して法は電氣を供給する手段方法を問はないのであるから、電線路に依つて供給するか否かは問題とするに足らないのであるが、電氣事業法の全般に亘つて見るときは、電線路に依るべきことを前提としたことを想像するに難くはない。併しながら電氣を供給することゝ、蓄電池等の如き物品を賣買するが如き行爲とは嚴に區別することを要する。

以上述ぶるところは固有の意義に於ける電氣事業であつて、所謂公共の利益と爲るべき性質を有するものであるが、國家が電氣政策の下に規律統制せむとする電氣事業は必ずしも右の範圍に限定すべきではない。故に電氣事業法に於ては、本法に於て電氣事業と稱するのは(イ)右に述べた固有の意義に於ける電氣事業

と、(ロ)一般運送の用に供する鐵道又は軌道の動力に電氣を使用する事業と(ハ)以上二種の事業に電氣を供給する事業の三種類とし、之を法上の電氣事業とした(第一條)。

一般運送の用に供する鐵道又は軌道の動力に電氣を使用するは、畢竟自己の用に電氣を使用するのであつて、電氣を供給するものではない。然るにも不拘、之を特に電氣事業として規律したのは、電氣工作物又は電氣の共通等に関する規定を固有の電氣事業と共通せしめむとする趣旨に外ならないのであつて、電氣鐵道が公共事業であつて之に電氣を使用するものであるからではないのである。

新法に於ては(イ)及(ロ)に述べた事業に電氣を供給する事業を法上の所謂電氣事業とした。電氣事業が發達して發電、送電、配電の三作用に分化し、其の作用が獨立して電氣事業上重要な地位を占め、固有の電氣事業と擇ぶところが無いやうに爲つて、電氣政策上之を統制するの必要があるので、法上の電氣事業としたのである。固より適當な改正ではあるが、之が爲に其の事業の性質が變更されて、公共の利益と爲るべき事業と爲つたのではない。故に此の事業の爲にする土地の取得に關し、土地收用法を適用すべからざることは勿論である。或は是等の電氣供給事業者は、所謂固有の電氣事業者を通じて不特定な多數人に電氣を供給するものであると解する者があるが、夫れは間接に電氣を一般人に供給する結果あるに過ぎないのであつて、供給を受くる者は特定するが故に、固有の電氣事業と言ふを得ないのである。

第三節 電氣事業法の領域

電氣事業法は、法上に所謂電氣事業を統制せむことを主たる目的とするのであるが、電氣事業と非電氣事業との分界は、固定的基準に依つて規律し難い。所謂自家用電氣施設に對しても、夫れが公共の用に供せられないと言ふ見地の下に唯だ之を取締る制度を以て満足すべきでなく、廣く一般電氣統制の下に規律するの

必要があるから、第一條に掲ぐる事業を除くの外、電氣施設を爲すものに對する法的規律の根據を置くこととし、其の内容は命令を以て定めることとした(第三十條第一項)

非電氣事業中重要な産業、又は公共の利益と爲るべき事業の爲、電氣を供給又は使用する事業は、電氣政策の見地に於て之を保護するの必要があるから、是等の事業に對しては、勅令の定むるところに依つて本法の規定を準用するの途を設けた(第三十條第二項)。舊法時代に於ては一般の需用に應じ、電氣を供給する所謂電氣事業に電氣を供給する事業を自家用電氣とし、之に本法の規定を準用したのであつたが、新法は此の種事業を法上の電氣事業としたのであるが、尙此の外にも電氣統制上本法の規定に依らしむるを得策とするものがあるから、準用制度を採つた。併しながら電氣事業の見地に於ては、矢張り自家用電氣たる性質を有するのであるから、假令本法の準用が許されても、當該事業が法上の電氣事業と爲るのではない。又是等事業に要する土地の取得に付いて土地收用法を適用せしむべきかの問題は、當該事業が土地收用法の規定に依つて起業適格を有するや否やに依つて判断さるべき問題である。

第四節 電氣事業の特許

電氣事業の業態は、電氣事業者が電氣を供給し、其の報酬として料金を收得するのである。従て是等の事業は、營業自由の原則に依つて本來私人が自由に經營し得るのである。併しながら、國家は事業に依る効果の國家又は國民生活に影響するところの著大なものであるときは、其の事業の經營を國家に收め、之を私人に特許する制度を採ることが出来るのである。國家は此の方法に依るや否やを決定するの權能を有し、法は夫れを自由に規定し得るのである。従て本法が如何なる制度を採つたかは、之を其の法條に照して解決するを要する。電氣事業法は電氣事業者に對し、正當の事由がなければ、電氣の供給を拒むことを得ざる義務を課し(第十條第五條)、國は公益上の必要ある場合に於ては、第一條第一號、又は第三

號に規定する電氣事業を買収することを定めた(第二十條第九條)點より見るときは、電氣事業の經營を國家の權利に屬せしめ、他の者は國家の特許を受けなければ經營することが出来ない事業としたことを知るに難くはない。或は特許事業なるや否やを決定するの標準は、事業の性質に依つて判断すべきものと爲し、或る事業が國民の日常生活に缺くべからざるものであつて、其の事業經營の良否、又は供給條件の適否が、公衆の利害を絶對的に制し得る獨占的のものなる場合、換言すれば社會の要求が、其の事業に國家の干渉することを欲するものが國家の公企業であつて、夫れを私人に許すことが特許であると説明する者があるが、事業の性質が國家の干渉を必要とするだけでは、以て國家の公企業と言ふことは出来ない。一定の事業を私人の經營に任ずるか、又は國の事業として國家に經營權を留保し必要ある場合に於て私人に特許するかは立法政策の問題であつて、事業の有する效果より生ずる區別ではない。

電氣事業は、所謂獨占的事业であると説く者があるが、以下に述ぶるやうに國家が特許した事業であるから、其の事業の發達助成を期する上に於て同一事業を他人に許さないだけのことであつて、法が獨占事業としたのでないことは、軌道に付説明したところと同一である。

電氣事業は特許事業である。従つて之を經營せむとする者は、國家に對し授權の申請を爲すことを要する。法は起業目論見書、工事設計書、工事費概算書及事業上の收支概算書を提出して、主務大臣の許可を受くべき旨を定め、許可後之を變更する場合に於ても、其の重要なもの變更は許可を受くべきことを規定した(第三條)、此の申請に基き、主務大臣の爲す特許行爲の性質、特許權の性質、又は特許權に基き、電氣事業者が第三者と爲す法律行爲の性質、又は特許權の内容は前に述べた軌道に關する夫等行爲の性質と同様である。

國家が電氣事業を經營することは、本來國家の有する權能を實現するのであつて、特許を必要とせざるは勿論であるが、國家の行政は各省に分配され、各機關

が執行するのであつて、必ずしも電気事業を監督する行政機関が、電気事業を經營するに限られない。此の場合に於て各機関が自由に執行するものとせば、電気行政の統一を期することが出来ないから、國に於て電気事業を營まむとするときは、主務大臣に協議することを要する(第三十條)。

第五節 工事施行權

第一目 總 論

電気事業の特許を受けたときは、工事を執行して電氣を供給するの權義を發生する。併しながら、特許の内容に屬する工事の設計は具體的のものでないから、更に其の工事の施行に關し、主務大臣の指定する期間内に認可を受けることを必要とし、此の認可を得た上で工事に着手し、事業を開始するを要する(第四條第一項)。蓋し、是等の行爲を規律するのは、電気事業の成否は、公衆の利害に關係するところが多いのであるから、特許權者の自由な計畫に放任することが出来ないからである。故に、法は公共性を確保するが爲に期限を遵守せしめて、特許權者の專恣を抑制するの途を採つた。従て特許權者が其の期限を怠るときは特許は效力を失ふものとした(第二十條七條)。併しながら、正當の事由があつて期限を懈怠した場合に於ても、尙權利を無効ならしむることは、公共事業を助勢するの所以でないから、期限伸長の制度を認めた(第四條第三項)。

工事施行に關し、認可を受くべき事項は、施行規則の定むるところに依るのであるが、此の認可には電気工作物に關することを包含するのは當然である。併し廣く電気工作物と言ふも、其の範圍は必ずしも明確でないのであるから、法は之を列記し、本法に於て電気工作物とは、電氣の供給、又は使用の爲施設する水路、貯水池、器具、機械、電線路其他の工作物であつて、電気事業の用に供するものを言ふと規定し、更に電線路の意義を明確ならしむるが爲に、電氣の傳送に用ふる電氣導體及之を支持し又は之を保藏する工作物が、法上所謂電線路なる

ことを規定した(第二條)。故に是等工事の施行に關して認可を受くことを要する。

工事施行の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期間内に工事に着手することを要し、着手せざるときは許可は其の效力を失ふのであるが(第二十條七條)、電気工作物であつて、他の法令に依り規律さるゝものなる場合、例へば發電の原動力たる水を河川より引水する場合に於ける水路の開鑿、又は貯水池の新設等は河川に關する法令、又は府縣土木事業取締規則等の規律するところであるから、夫等法令に依る許可若しは認可を受けなければ工事に着手することは出来ない。

第二目 土地の使用

法は電業事業者をして工事施行の義務を負はしめたが故に、其の施行の容易を期するが爲に次に述ぶるやうな權利を附與した。

(一)土地立入權。 電気事業者に對し、行政官廳の許可を受け、他人の土地に立入り、電気工作物の施設に關する調査若しは測量を爲し、又は工事の爲他人の土地に立入ることの權利を認めた(第六條第一項)。此の權利は主務大臣の許可を得た所謂電気事業に對し附與した權利であるから、未だ事業經營の許可を受けないものは、假令電気事業に關する測量の爲に必要な場合に於ても、本條の規定に依つて他人の土地に立入ることが出来ない。公共の利益と爲るべき電氣装置を計畫し、其の事業準備の爲に他人の土地に立入り、測量検査を爲すには、前に述べた土地收用法第九條の規定に依つて立入ることを要し、法の規定する電気事業であつて、公共の利益と爲らざるものゝ爲にする事業準備の爲には、本條は勿論土地收用法第九條にも依ることが出来ない。之と同時に、本條に依る權利を有するものは、土地收用法の規定に依ることなく、立入りの權利を有するのである。即ち法は電気事業の經營を容易ならしむる爲に、所謂公用地役權を認めたのである。併しながら、電気事業者が此の權利を行使する爲には、少くとも五日前に市町村長に其の日時及場所を通知し、市町村長は之を告示し、又は其の旨を立入るべき

土地の占有者に通知することを要する。

(二)植物の伐除及移植。電氣事業者が電線路を施設し、又は夫れを保守する場合に於て、障害と爲るべき植物あるときは、植物の所有者と協議して夫れを伐採し、除却し又は移植するのであるが、此の場合に於て所有者と協議調はず、又は協議を爲すこと能はざるときは、電氣事業者は行政官廳の許可を受け、之を伐除し、又は移植することが出来る。此の場合に於ては、電氣事業者は豫め其の旨を植物の所有者に通知することを要する(第七條)。即ち法は行政官廳の授權に依つて私權の侵害を許したのである。此の場合に於て、公共の用に供する植物を伐除又は移植することを得るや、争の存するところであるが、何の理由を以て電氣事業の爲には、他の公共の用途に供する物件を犠牲に供するも差支なきやを説明することが出来ない。殊に道路の附屬物たる竝木を伐採し得べきことを論ずる者があるが、道路法と電氣事業法との關係に付いては、道路法第六十三條に於て規定したものゝ外は、電氣事業法を道路法の規定に依る道路に適用すべきものではないから、本條の規定は公物を構成する植物には適用すべからざるものと解する。

(三)土地使用權。電氣事業者が電氣工作物を施設するが爲に、他人の所有に屬する土地を必要とするときは、其の土地に關する所有權又は其の他の支配權を取得することを要し、當事者間任意の行爲に依つて之を取得し能はざる場合に於ては、其の電氣事業が公共の利益と爲るべきものに限り、土地收用法に依つて之を收用し得べきことは既に述べた。然るに電氣事業者の施設する工作物中、電線路の施設の爲に要する土地は、常に地上の空間なるか、又は地中なるを常態とし土地利用の目的を妨ぐるもの尠く、又建造物の存せざる地上に電線を支持する物件を施設するも、土地利用の目的を妨ぐるものが尠いのと、電線路は概ね山野田畝を涉つて其の長距離に亘るのであるから、是等の點を考察し、比較的簡易な手續を以て土地を使用するの制度を認めた。即ち、電氣事業者が、現在の土地使

用の方法を妨げざる限度に於て、他人の地上の空間若は地中に電線路を施設し、又は建造物の存せざる他人の土地に、電線の支持物を建設する場合に於て、其の土地の所有者、及占有者と協議調はず、又は協議を爲すこと能はざるときは、其の使用の範圍を定め、豫め地方長官の許可を受けて其の工事に著手するの權利を認めた。此の場合に於ては、少くも五日前に其の旨を土地の所有者、及占有者に通知することを要する(第九條)。是れ電線路施設の爲にする公用徵收權である。

此の權利は、國家に對し他人の土地を使用する權能を附與せられむことを請求し、地方長官が其の權能を附與するのであつて、此の場合に於ける使用權の徵收者は、矢張り國家機關たる地方長官である。此の權利が成立するが爲めには、次の要件を具備することを要する。

(イ)電線路施設の爲なること。電線路とは、電氣の傳送に要する電氣導體、及之を支持し、又は保藏する工作物を言ふ(第二條第三項)。故に電線路に非ざる電氣工作物を施設するが爲土地を使用する場合に在つては、其の電氣事業が公共の用に供するものなるに限り、土地收用法の規定に依るべきは當然である。

(ロ)土地の使用なること。法に所謂地上の空間若は地中に電線路を施設し、土地に電線の支持物を建設することは、畢竟するに、土地所有權の内容に屬する使用の權能を制限することであつて、所有權たる權利の制限に該當するのである。故に土地を收用する場合に於ては、固より許さるべきではないが、此の規定あるが爲に、公益事業に屬する電氣事業の爲に、土地收用法の規定の適用を排すべきものではない。夫等の電氣事業者は此の規定に不拘、土地收用法に依つて土地を使用し、又は收用することを請求する權利を有するのである。

(ハ)其の使用は土地の現在の使用方法を妨げざるものなること。現在の土地の使用方法を妨げざる使用なることを必要とする。併しながら、厳格に言ふときは、地上の空間又は地中に電線路を施設することは、土地の利用に影響すると言はねばならぬ。併しながら、現在土地の使用に障害と爲らざる程度の使用なると

きは、其の當時に於ける所有權に著しい影響を來さないものであるから、此の特別收用の制度を認めたとのである。此の規定に依つて使用し得べき土地は、私物たる土地に限るべきや、又は公共の用に供する土地にまで及ぶべきやは疑の存するところであるが、公共の利益と爲るべき土地の使用に關しては、第八條に特別の規定を設け、又電氣事業者相互間に於ける土地、又は工作物の使用に關しては、第十二條の規定を設けたことよりするときは、本條の規定は公共の用に供する土地の使用に付適用あるべきものでない。

(=)使用に關し協議不調なりしこと。他人の土地を使用する場合に於ては、其の土地に關し、權利を有する者と協議を爲すべきは當然であつて、協議成立したときは、私法上の契約に依つて土地使用權を取得するが故に、本條適用の問題を生じないのであるが、協議不調の場合に始めて本條に依るのである。故に協議は本條に依る請求權行使の前提要件である。法は土地に關する總ての權利者に協議を爲すことを要件とせず、所有者及占有者に限つたのは、使用は占有權のみに影響するものと解したに依る。

(ホ)地方長官の許可を受くること。地方長官は電氣事業者の爲に、他人の土地を使用する權能を附與するのであるから、地方長官の許可は所謂設權處分に屬し、電氣事業者は此の許可に依つて、始めて他人の土地を使用する權能を取得するのである。故に許可を受けずして土地を使用したときは違法の行爲となる。

以上は公用徴收權の成立要件であるが、此の權利を實行するが爲には、工事着手の日より少くも五日前に土地所有者及占有者に通知し、使用することを要するのである。或は此の要件を權利成立要件の如く解する者あるも、權利成立要件と執行要件とは嚴に區別することを要する。

(四)損失の補償。法は電氣事業者に對し以上述べた權利を與へた。蓋し事業の遂行を便にして、事業を助勢せむとする趣旨である。従て此の權利を行使したが爲に他人に與へた損失は、之を補償すべきである。故に法は電氣事業者に對

し、現に生じた損失を補償すべきことを規定した。補償の範圍、補償金額の算定に關しては、土地收用に付述べたところに依るべきである。而して其の補償金額の決定に付いては當事者間の協議に依らしめ、協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは行政官廳之を裁定し、其の裁定に不服ある者に對しては、其の通知を受けた日から三月内に通常裁判所に出訴することを許した。又行政官廳に於て必要ありと認めるときは、電氣事業者をして損失の補償に充つべき金額を供託せしむることが出来る^(第十條)。

(五)障害豫防若は除却義務。電氣事業者に對し、電線路の施設又は電線支持物建設の爲に、他人の土地を強制使用し得る權利を與へたが、其の土地使用權は現在土地の使用方法を妨げざる限度に於て、許容された權利であることは既に述べた。故に、電線路又は電線支持物施設後、土地の所有者又は占有者に於て其の土地の使用方法を變更する爲、電線路が土地使用の障害と爲つた場合に於ける救済方法を講ずるの必要がある。法は此の場合に於て、電線路を施設した土地の近接地又は電線路を施設した土地の所有者、又は占有者に對し土地の使用方法を變更する爲必要あるときは、命令の定むるところに依つて、電氣事業者に對し、障害の豫防、又は除却に必要な方法を施すことを請求する權利を認め^(第十一條第一項)。即ち正當な土地の利用と電氣事業との調和を圖つて、電氣事業者は此の請求に應ずるの義務を負担するのである。而して此の請求權は電線路施設の土地利用に及ぼす實際に鑑み、電線路施設地の權利者に止まらず其の土地の近接地の權利者に對しても附與した。従つて其の權利者の範圍が頗る廣い。故に往々にして不當な目的を以て、實際障害豫防を必要とせざるにも不拘、此の請求權を行使するものなきを期し難いが故に、正當な請求權を行使せしむるが爲に、其の請求權を命令の定むる範圍に於て行使せしめむとするのである。

此の場合に於て必要な費用は、電氣事業者が負擔すべきは條理上當然である。然るにも不拘、法は勅令の定むるところに依つて、其の費用を土地所有者、又は

占有者に負擔せしむることを豫想し、土地の権利者が負擔せざる場合の外、電氣事業者が負擔するものとした^(第十一條第二項)。想ふに、電氣事業者の負擔を軽減するが爲に、土地使用方法の變更が一般的のものなる場合に於ては、電氣事業者をして負擔せしめ、土地使用方法が特別のものなる場合に於ては、必ずしも電氣事業者のみが負擔するの必要がないものと爲し、之を土地の権利者に分擔せしめむとする法意であらう。併しながら土地の権利者は、其の土地を一般的方法に依つて使用するも、亦特別の方法に依つて使用するも本來自由であるに不拘、特別使用の方法に依る場合に限つて其の費用を分擔せしめむとするが如きは、事業者の爲には利益であるが、土地使用の權能を輕視した立法であつて非難のあるところである。従來電氣事業者が電線路を施設した土地を他人が買収し、其の土地に鐵道又は軌道を敷設した結果、電線路の移轉を必要とする場合に於て、其の使用は特別の方法に依るものであるから、電氣事業者が全部の費用を負擔するの必要がない。此の場合に於ては鐵道若は軌道經營者と電氣事業者とが分擔すべきであると主張する者がある。併しながら是等は大きな誤であつて、土地に鐵道軌道を敷設するも、又は家屋を建設するも、土地の使用に外ならない。公共物を施設する場合が特別使用なりと言ふが如きは、何等根據のないことである。故に電線路を施設した土地を買収し、道路を新設改築する場合等に於て、其の電線路が障害と爲るときは、道路管理者は土地の権利者として本條の請求權を行使し得べきは當然である。併し電氣事業者が其の権利者の請求に應じ、障害の豫防又は除却に必要な工事を施設した後、正當な事由なくして豫定の變更を爲さなかつたときは、請求者が負擔すべきは亦當然である。

此の請求權は電氣事業法が附與した權利であるが、土地の権利者に対して附與した私法上の請求權に外ならない。故に電氣事業者が権利者の請求に基き、電線路施設の變更義務を履行しないときは、民事訴訟に依つて之を強制することが出来る。従つて裁判所はことの要否を判斷して、障害の豫防又は除却に必要な方法

を電氣事業者に負擔せしむる判決を爲し得べきは當然である。

第三目 公共用地の使用

電氣事業者が事業を經營する場合に於て公共の用に供せらるゝ土地の使用を必要とする場合がある。此の場合に於ては使用せむとする公共物の管理者の許可を受くることを要するは勿論であつて、特に電氣事業法の規定を俟つまでもない。又管理者が電氣事業者に對して之を許可する場合に於ては、其の公共物の效用を妨げざる限度に於て之を爲すべきは、公共物本來の性質上當然のことである。然るに法は電氣事業者が道路、橋梁、溝渠、河川、堤防其の他公共の用に供せらるる土地の地上又は地中に電線路を施設する必要があるときは、其の效用を妨げざる限度に於て、其の管理者の許可を受けて使用することを得べき旨を定め、此の場合に於ては電氣事業者は、管理者の定むるところに依つて使用料を納むべき旨を規定した^(第八條第一項及第二項)。

以上の規定は固より當然のことを規定したのであつて、電線路を施設する場合に限らず、一般電氣工作物を施設する場合に於ても亦當然のことである。然るに特に電線路を施設する場合に限つたのは、電氣事業者に公共用地の使用權を附與したのでであると説明する者がある。併しながら公共用地を使用する權能は、公共物に関する法の特別授權を必要とするのであるから、本條の規定に依つて授權されたものと解するのは間違である。而して本條第二項に於て、電氣事業者は公共物管理者の定むるところに依つて、使用料金を納むべきことを定めたのも當然であるが、此の規定に依つて料金納付の義務を發生するのではない。

公共用地の使用又は使用料金の決定は管理者の權限に屬するのであるが、電線路の如き比較的延長の長きに亘るものを施設する場合に於て、一公共用地管理の見地にのみ立脚して使用の拒否を決定するときは、電氣事業の經營は事實上困難を招く恐があると、其の使用の形態が地上地下であるから、使用する公共用地

○目的と電気事業とを調和する必要がある。故に管理者が正當の事由なくして、公共用地の使用を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額を不相當なりするときは、主務大臣は電気事業者の申請に依つて其の使用を許可し、又は使用料の額を定むるの途を設けた^(第八條第三項)。従て之が申請を爲すには次の要件を必要とする。

(イ) 道路、橋梁、溝渠、河川、堤防其の他公共の用に供する土地に關するものなること。是等の土地の内には行政廳が管理するものと、公共團體が自治事務として管理するものがある。行政廳が管理するもの、使用に關し主務大臣が代つて許可するのは當然であるが、自治事務に屬する公共用地の使用を許可するのは、自治權を輕視する嫌があつて非難の存するところである。道路法を適用する道路を公共の利益と爲るべき事業の爲使用する場合に於て、管理者が正當の事由なくして其の許可を拒んだときは、主務大臣が代つて許可し得べきことは^(道路法第二十九條)既に述べたところであるから、道路法の適用ある道路には本條の規定の適用がない^(同第六十三條)。従て本條の規定する道路は道路法を適用しない道路を使用する場合にのみ適用すべきである。

(ロ) 正當の事由なくして許可を拒み、又は不相當の使用料を定めたこと。即ち管理者に於て使用に關し不許可の處分を爲し、使用料決定の處分をしたことを要し、出願したが管理者が其の出願に對し處分を爲さざるときは、處分があつたものと言ふことが出來ないから、本條の規定を適用すべきではない。又正當の事由なくして不許可の處分をなし、不相當の使用料を決定したことを要する。正當の事由なるや又は不相當なるやは主務大臣の判斷するところに依る。

第四目 地中電気工作物の變更

電気事業の發達に伴ひ、地中に電気工作物を施設するものが漸次増加するに至つた。殊に都市内に於て最も多く施設されるのであるが、此の場合に於て、先に

工作物を施設する者は後に於て他人の爲すべき電気工作物を豫想せず施設するのが常態であるが、電気事業助成の見地からすれば、是等地中工作物施設者の自由を抑制して、雙方の事業を達成せしむるの必要がある。故に法は電気事業者が地中工作物を施設する場合に於て、他人に屬する地中電気工作物の位置を變更する必要があるときは、當該工作物の效用を妨げざる限度に於て、其の位置を變更し、又は其の工作物の所有者をして、其の變更を爲さしむべきことを定め、此の場合に於ては電気事業者は工作物の所有者と協議することを必要とし、協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは、命令の定むるところに依つて主務大臣の許可を受くべきことを規定した^(第十條第二條)。

此の規定は電気工作物相互間の統制を圖らむとするのであつて、地中電気工作物を施設する者の間に於ける法律關係である。故に地中電気工作物と他の地中工作物との關係でないことは勿論であるが、道路の地下に二人以上の者が電気工作物を施設する場合に於て、本條の適用あるは當然である。併しながら此の兩事業者間に於ける關係は、以て道路管理者に對抗することは出來ない。故に本條の規定に依つて、地中電気工作物の位置を變更する場合等に於ては、更に道路法の定むるところに依つて、道路管理者の許可を必要とするは當然である。

法は電気工作物相互間及電気工作物と其の他の工作物との間に於ける障害豫防の爲必要な施設に關する事項は、命令を以て定むることとしたが^(第十條第三條)、未だ其の命令は制定されない。併しながら電気工作物と其の他の工作物との間に於ける障害豫防の爲必要な施設は、電気事業者に對し命令し得べきものであつて、本條の規定に依つて其の他の工作物所有者に對し命令を爲し得べきではない。以上述べた工事又は施設に關する費用の負擔、損失の補償、其の他の事項は、命令を以て定むるものを除くの外當事者間の協議に依る。協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは、主務大臣が之を裁定する^(第十四條第一項)。此の場合に於て、他の工作物が電気事業を管理する主務大臣以外の大に於て管理するとき、例へば地中電

氣工作物と水道との間に於ける工事又は施設に關するときは、水道を管理する主務大臣も亦裁定の権限を有する。此の裁定中負擔金額又は補償金額に付不服ある者は、裁定の通知を受けた日より三月内に通常裁判所に出訴することが出来る(第十四條第二項)。

第六節 事業經營權

第一目 總 論

電氣事業者が事業を經營することを得べき權能は、主務大臣の許可に依つて發生し、其の權利が公法上の權利に屬することは既に述べた。併しながら此の公法上の權利に基き一般の需用に應じ、電氣を供給するのは私法上の關係に依るべきは、軌道の特許と軌道の運送とに付いて述べたところと同一である。併しながら電氣を供給する所謂電氣供給契約の性質に付いては、學說の岐るゝところであつて請負説と賣買説とがある。併しながら電氣は法上に於ける物でないから、之を供給することを目的とする法律行為が賣買でないことは明かであるが、財産的價値を有するものを給付することの有償契約が、賣買に類似した契約であると解するときは、賣買説も成立し得るのである。想ふに請負と賣買との區別は、當事者間に於ける意思が財産權の移轉を主とするか、仕事の完成に重きを置くかに依つて決せらるべきものであるから、電氣供給契約の場合に於ても、各個の契約の内容に付判斷することを要し、普通の場合に見る建物に於ける點燈の如く、電氣事業者が送電の設備を施し、之に依つて一定の光又は力を提供することを主とする場合に於ては請負と解し、單に電力の供給を目的とし、之に因つて生ずる結果に對し供給者に何等の責任がないときは、財産の移轉を目的とする賣買類似の無名契約と解するのが通説である。従つて本來は當事者間私法上に於ける行為ではあるが、一般の公衆に對して行はるゝ行為であるから、法は公益上の必要に基き其の行為に關し干渉して各種の義務を負擔せしむると同時に、事業經營の容易を期

し一般公衆の利便を圖らむとするのである。

第二目 電氣事業者の權利

電氣事業者は國家の特許に基いて、電氣を供給する權利を有するのであるが、其の權利は國家と電氣事業者との間に於ける權利であつて、國家は特定人に此の權利を附與したことに依つて、他の者に同一の權利を附與する權能を制限さるべきものではない。故に電氣事業は獨占事業ではない。併しながら電氣事業の經營には一定の設備を必要とし、多額の固定的資本を投ずるを普通とする、故に是等事業に對し所謂自由競争を許容するときは、事業經營を不經濟ならしむるに至るから、國家は唯だ事業の成立を妨ぐるやうな同一事業を他の者に特許しないに過ぎないのであつて、事業者に獨占權を附與したのではない、併しながら一旦特許したときは事業成立の容易を期するが爲に各種の權利を附與する。

電氣事業者が、其の權能を行使する爲に附與された權利は、電氣工作物施設の爲にする權利と、業務に關する權利とに區別することが出来る。前者に關しては其の電氣事業が公共の利益と爲るものであるときは、其の事業に必要な土地の取得に關し、土地收用法の適用を許さるゝの外、電氣事業者は電氣工作物の修理又は巡視の爲必要あるときは、其の工作物を施設した他人の土地又は建造物に立入ることの權利を有する。併しながら日没より日出迄の間に於ては、危險急迫の場合でなければ占有者の意思に反して、邸宅又は建造物に立入ることは出来ない(第六條第二項)。又危險急迫の場合に於ては、電氣事業者は行政官廳の許可を受くることなく直に植物を伐除し、又は移植することが出来る。併しながら此の場合に於ては遅滞なく其の旨を行政官廳に届出て、植物の所有者に通知することを要する(第七條第三項)。是等の場合に於て土地所有者又は占有者の受けた損失を補償すべきは勿論である(第十條)。

後者即ち業務に關して附與された特典は、増資と社債募集に關することゝであ

る。即ち商法第二百十條の規定に依らないで、増本を増加するの途を開いた。即ち第一條第一號又は第三號の電氣事業會社は、事業擴張の場合に於て主務大臣の認可を受け、其の事業に屬する電氣工作物の施設の費用に充つる爲、株金全額拂込前と雖、其の資本を増加することが出来るのである^(第十條)。蓋し資金の大部を固定せしむる電氣事業に於て、資金の調達を容易ならしむることは事業を發展せしむる所以であるからである。又是等の電氣事業會社は主務大臣の認可を受け其の事業に屬する電氣工作物施設の費用に充つる爲、商法第二百十條の規定に依る制限を超え、拂込株金額の二倍の範圍に於て社債を募集することが出来る。併しながら本條の規定に依つて債權者の地位に不安を招くが如きことあつては、一般經濟界に悪影響を及ぼすに至るのであるから、工場抵當法に依つて擔保付社債に限つて發行することを許した。又社債募集は會社の信用状態に依るものであつて、資産不十分な場合に本條に依つて、社債を募集しても實益がないのであるから、最終の貸借對照表に依り會社資産が拂込株金額に満たないときは、本條の規定に依つて社債を募集することを許さない。併しながら此の場合と雖、商法の規定の許容する範圍に於て社債を募集し得べきは勿論である^(第十條)。

第三目 電氣事業者の義務

電氣事業の公共性からして、電氣事業者の負擔すべき義務は自ら重きを加へ、諸般の活動を事業者の恣意に委すときは、遂に公共事業の使命を完からしむることが出来ないが爲に各種の義務を負擔せしめた。即ち(イ)電氣事業者に正常の事由がなければ電氣の供給を拒むことが出来ない義務を負擔せしめ、其の義務範圍を明確ならしむる爲に電燈の光度、供給點に於て保持すべき電壓、周波數、電氣工作物其他供給業務に關する事項は命令を以て定めることとした^(第十條)。若し正當の事由なくして、電氣の供給を拒んだときは五百圓以下の罰金に處せらる^(第三十條)。

(ロ)事業の繼續を確保するが爲に、電氣事業者は主務大臣の許可を受けなければ、供給事業の全部又は一部を休止し又は廢止することが出来ない。従て第一條第一號又は第三號の電氣事業を經營する者が會社である場合に於ては、其の會社の解散の決議又は總社員の同意は、主務大臣の認可を受けなければ効力が發生しないものとした^(第十條)。従て事業廢止の許可を受けたとき又は會社が解散したときは、電氣事業の特許權は當然に効力を失ふ^(第二十條)。(ハ)電氣料金を規律して電氣事業者が電氣料金其他供給條件を設定し、又は變更せむとするときは命令の定むるところに依つて主務大臣の認可を受くることを要する^(第十七條)。(ニ)電氣供給事業の適否は技術に關する統轄の良否に關するものが尠くないから、主任技術者の設置を命じ、電氣事業者は命令の定むるところに依り主任技術者を選任し、技術に關することを擔當せしむることを要する^(第二十條)。(ホ)電氣供給事業を營む會社が電氣事業以外の事業を兼營することは本來自由ではあるが、他の事業を兼營することに依つて電氣事業に悪影響を及ぼすが如きことあつては、電氣事業の公共性を害することゝ爲るから、第一條第一號又は第三號の電氣事業會社は命令の定むるところに依つて主務大臣の認可を受けなければ他の事業を兼營することが出来ない^(第一條)。(ヘ)事業の全部又は一部を讓渡するときは、主務大臣の認可を受くることを要し、電氣事業會社の合併に關しては認可を受くることを必要とする^(第二十五條)。以上述べた事項のやうに本法若は本法に基きて發する命令に依つて許可若は認可を受けて爲すべき事項を受けずして爲した者は二千圓以下の罰金に處せらる^(第三十條)。

第七節 電氣事業の監督

電氣事業の適正を期するが爲には事業を監督するを必要とすべきは言を俟たない。故に本法に於ては多くの監督方法を規定した。

一 會計の整理。 電氣料金の公正を期するが爲には、原價の計算又は事業經

營の内容を明瞭ならしむる必要があるから、會計に關する基準を命令を以て定め、之に依つて整理せしむる(第二十條)。

二 電氣料金の變更。電氣料金其の供給條件は主務大臣の認可を必要とするのであるが、主務大臣が公益上必要ありと認めるときは、電氣事業者に對し電氣料金の制限其の他供給條件に關し必要な命令を爲すのである(第十七條第二項)。此の命令に違反した者は二千圓以下の罰金に處せらる(第三十條第五條)。

三 業務監督。行政官廳は電氣事業者に對し電氣工作物及其の工事並に業務及財産の狀況に關し、検査を爲し又は報告を爲さしむる(第二十三條第一項)。此の場合に於て正當の事由なくして検査を拒み妨げ、若は忌避し又は報告を爲さず若は虚偽の報告を爲し、其の他行政官廳の命じた事項を爲さざるときは、五百圓以下の罰金に處せらる(第三十條第六條)。行政官廳は是等の方法に依つて監督するのであるが、主務大臣も亦電氣工作物及其の工事、業務並に會計に關し電氣事業者に對し、改築改善其の他監督上必要な事項を命ずることが出来る(第二十三條第二項)。其の他電氣事業者が法令、若は法令に基きて爲す處分、又は許可若は認可に附した條件に違反したとき、電氣事業者が其の供給区域内の一部分に付供給を開始した後、久しきに亘り其の殘餘部分に對し電線路其の他供給上必要な設備を爲さざるとき、電氣事業者が公益を害する行爲をしたときは、第三條の許可の全部又は一部を取消し、又は取締役其の他役員の変更を命ずることが出来るのみならず、法令若は條件に違反したときは、主務大臣は電氣事業者の計算に於て他の電氣事業者をして必要な施設又は事業の管理を爲さしむることが出来る(第二十條第八條)。又主任技術者が其の職務を怠り、又は其の職務を行ふに方り不當な行爲をしたときは、其の解任を命ずることが出来るのである(第二十條第二項)。

四 改善命令。主務大臣は公益上必要なりと認むるときは電氣設備の效用を増進し又は電氣の需給を調節する爲電氣事業者に對し、電氣工作物の施設變更若は共用、電氣の流用又は工事に關する期間の伸縮を命ずることが出来る(第二十四條第一項)。

此の命令に違反した者は二千圓以下の罰金に處せらる(第三十條第五條)。而して此の命令に依り必要を生じた工事費用の負擔其の他の事項は、關係電氣事業者の協議に依つて定めるのであるが、協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは、主務大臣之を裁定する(第二十四條第二卷)。

監督官廳たる主務大臣又は行政官廳は、以上述べた手段方法に依つて電氣事業を監督するのであるが、第二十四條に依る公益處分又は第二十八條に依る命令又は處分は頗る重要な事項であるから慎重に審議して命令することを要するの外、電氣事業に關する重要な事項を審議せしむる爲に電氣委員會を設置して行政の適正ならむことを期した(第三十條第二條)。此の委員會は主務大臣の電氣行政に關する諮問機關である。

第八節 電氣事業の買收

電氣事業の如き公共的性質を有する事業は、其の本質に照し企業形態を最も時代に適應せしめ、公共性を遺憾なく發揮せしむるの必要がある。時に電氣事業の公營が論議さるゝ所以であるが、其の實現に關する利害得失はあるにしても、夫れに應ずるの途を講ずるの必要がある。故に國又は公共團體は公益上の必要に依つて第一條第一號又は第三號の事業を買收し得べき旨を定め、公共團體が買收する場合に於ては主務大臣の許可を受くべきことを規定した(第二十九條第一項及第二項)。即ち國又は公共團體は電氣事業者の同意を得ることなく、電氣事業を強制買收し得るのである。此の場合に於て事業の一部を買收し、殘存事業の全部又は一部に付事業を繼續する能はざるときは、電氣事業者は國又は公共團體に對し、殘存事業の全部又は一部を買收を請求することが出来る。即ち事業の買收請求權を認められたのである。以上述べた買收價格、買收範圍其の他買收の條件は、當事者間の協議に依るのであるが、協議調はず、又は協議を爲すこと能はざるときは主務大臣之を裁定し、其の裁定中買收價格に不服あるものは、裁定の日より三月内に通常裁判所

に出訴することを許した(第二十九條第三項及第四項)。蓋し強制買収の制度を採つたが之が爲に專業者に損失を負擔せしむべきでないから當然のことである。

第九節 罰 則

本法に於ては電氣事業者の作爲不作爲に對し所罰することあるべきは既に之を述べたが、更に電氣事業者以外の者が電氣工作物を損壞し、之に物品を接觸し又は其の他の方法を以て電氣の供給又は使用を妨害した者は五年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處し(第三十條第三條)、又電氣事業者の承諾を得ずして濫に電氣工作物の施設を變更した者に對しては、五百圓以下の罰金又は科料に處することとし(第三十條第四條)電氣事業の保護に力めた。

電氣事業者は其の代理人、戸主、家族、雇人其の他の從業者が、其の業務に關し本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したときは、自己の指揮に出でざるの故を以て、其の所罰を免るゝことが出來ない(第三十條第七條)。又本法又は本法に基き發する命令に依り、電氣事業者に適用すべき罰則は、電氣事業者が法人であるときは、取締役其の他法人の業務を執行する役員に、電氣事業者が未成年者又は禁治産者なるときは、其の法定代理人に之を適用するのであるが、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者は成年者として所罰さる(第三十條第八條)。

高等土木工學第十八卷奥付

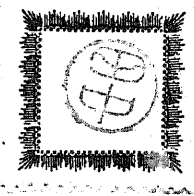
土 木 行 政

非 賣 品

不 許 複 製

昭和七年十二月七日印刷

昭和七年十二月十日發行



著 作 者 田 中 好
東京市杉並區天沼一ノ二七九

發 行 兼 者 堀 江 關 武
東京市小石川區諏訪町五五

印 刷 所 常 磐 印 刷 所
東京市小石川區諏訪町五六

發 行 所 常 磐 書 房

東京市小石川區諏訪町五五
電話小石川(85)一三一六番
振替東京七一七五八番

